



(電子版)

info@jikosoren.jp

2021年 第36号 2021年 8月31日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

使用者側は「急激な短縮は困る」と主張

改善基準告示改正 第2回ハイタク作業部会

第2回ハイタク作業部会の様子＝2021. 8. 27、中央労働委員会会館



改善基準告示の改正を審議する労政審労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会の第2回ハイヤー・タクシー作業部会が8月27日、中央労働委員会会館でひらかれました。自交総連の菊池書記長が傍聴しました。

作業部会では、前回に引き続き項目ごとに労使双方から意見を出しあい、この日はとくにまとめは行わず、次回の会議では数字の「たたき台」を出して論議することになりました。

会議では、事務局が前回会議での双方の主張（要約下表）をまとめて説明したうえで、さらにそれぞれの意見が述べられました。

	項目	現行	使側主張	労側主張
日勤	1か月の拘束時間	299H	288H	275H
	1日の休息期間	8H	現行どおり	11H
	〃 拘束時間	13H	現行どおり	13H
	〃 最大拘束時間	16H	現行どおり	13H
隔勤	1か月の拘束時間	262H	今より延ばす	250H
	休息期間	20H	現行どおり	24H
	2暦日の拘束時間	21H	現行どおり	20H

使用者側の意見は、前回同様、“労働時間を短縮すれば賃金が下がって、労働者がいなくなってしまう”というものでしたが、“労働時間の短縮自体に反対するものではないが、コロナもあり、この時期に急激な短縮をするのは避けてほしい”と、急激な変化は困るという点に重点を置いた言い方になっていました。

労働者側は、“労基法改正の主旨にもとづき時短をすべきで、主張している時間は、厚労省が実施したアンケートからも根拠がある時間だ”としました。

使用者側の主張は、結局、労働者がいなくなったら困るから現状維持に留めてくれというもので、労働者の健康や利用者の安全を軽視した無責任なものといわざるを得ません。今後、具体的な数字が出てくるに際しては、実効ある改正（時短）が求められます。

事務局から資料として、過労死の労災補償状況、労災認定と時間外労働時間の関係、勤務間インターバルと労災認定の関係、外国の労働時間規制（インターバルおよび特例規定）、インターバルと睡眠時間の関係についてのアンケート結果などが提出されました。これらの資料は、自交総連が先に提出した意見書で指摘した労働者の健康維持の観点、睡眠を確保するインターバル時間の必要性、特例はなくすべきなどの指摘に即したもので、意見書の主張を裏付けるといえるものです。

次回（11月頃）には具体的な数字が公益委員から示される予定です。

作業部会での主な主張

【日勤の拘束時間、休息期間】

労働者側 タクシーに適用される年間960時間の時間外労働の上限からみても1か月275時間は当然の主張だ。今回実施したアンケートの内容とも合うもので適切な時間だ。

使用者側 1か月299時間を275時間にすると1か月24時間、年間288時間も短くしなければならぬので難しい。1日の拘束時間も減らさなければならなくなり、出来高給なので乗務時間が1時間減れば賃金が下がる。タクシー運転者の賃金は、昨年はコロナもあって年収300万円になってしまった。退出する労働者が多い。急激な短縮は避けてほしい。

労働者側 コロナの状況は別の問題で、2019年を基準に考えるべき。

使用者側 拘束時間は、あくまで上限なので、みんなそこまでやれということではない。実態は上限までいっていない。生産性の高いドライバーが1～2割いて、そういう人でも守れる上限を提案している。

労働者側 休息期間は11時間必要。健康維持、睡眠時間の確保など厚労省の資料でもエビデンスがある数字だ。人の命を預かることを考えて原則を決めたうえで、繁忙期対策（例外）の議論はできる。

使用者側 現行8時間から3時間も延ばすのは困難だ。地方からの意見も含め全国的に急速な変更はできないという声がある。時短をして魅力ある産業にすることに反対ではない。

【隔日勤務の拘束時間、休息期間】

労働者側 2日にわたる勤務は過酷だから1か月の拘束時間が日勤より短くなっている。現行から変えないというのはあり得ない。

使用者側 隔日勤務の1か月262時間というのは、年間960時間の範囲内なので現状でよい。

【車庫待ち等の規定】

労働者側 どういう形態が車庫待ちなのか定義をしっかりとしてから議論すべき。

使用者側 拘束時間を減らすのと比例して減らせばいいのではないか。

公益委員 労使から意見が出ていないが、車庫待ち等の特例で労働時間を延長できることが外だしで決められているのは国際的にあまり例がない。現行の規定は延長できる時間があまりに長すぎる。将来的に、特例を考え直すことも議論していいのではないか。

(事務局提出の資料、一部要約)**◎「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」(2021年7月)
勤務間インターバルが短い勤務について**

睡眠時間と脳・心臓疾患の発症等との関係についての医学的知見をふまえ、長時間の過重負荷の判断に当たっては、「勤務間インターバルが短い勤務については、睡眠時間の確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね11時間未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること」との補足を示すことが妥当である。

◎脳・心臓疾患の労災認定基準における労働時間の評価

(脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討委員会報告書(2001年)より)

- ・業務の過重性の評価は、…長時間労働に着目してみた場合、現在までの研究によって示されている1日4～6時間程度の睡眠が確保できない状態が、継続していたかどうかという視点で検討することが妥当と考えられる。
- ・1日5時間以下の睡眠は、脳・心臓疾患の発症との関連において、…すべての報告において有意性があるとしている。
- ・その日の疲労がその日の睡眠等で回復できる状態であったかどうかは、現在までの研究によって示されている1日7～8時間程度の睡眠ないしそれに相当する休息が確保できていたかどうかという視点で検討することが妥当と考えられる。

**◎厚労省「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業報告書より
(今回の専門委員会のために昨年実施したアンケート結果)**

(次ページ)

厚生労働省「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査事業報告書2021.3」より

【日 勤】

●1年間の拘束時間別
運転者数
(日勤勤務者)

n=70(1593人)	%
3300H未満	86.5%
~3588H以下	11.4%
~3864H以下	1.9%
3864H超	0.2%

●1か月の拘束時間別
運転者数
(繁忙期、日勤勤務者)

n=70(1566人)	%
275H未満	82.1%
~299H以下	16.0%
~322H以下	1.9%
322H超	0.0%

●1日の拘束時間別
運転者数
(繁忙期、日勤勤務者)

n=70(1412人)	%
13H以下	79.4%
~16H以下	19.1%
~18H未満	1.2%
18H超	0.3%

●最も忙しかった日の休息期間(日勤勤務者)

n=359	8時間未満	~9H未満	~10H未満	10H以上	無回答
%	13.1%	8.1%	7.0%	55.7%	16.2%

●最も忙しかった日の休息期間と睡眠時間のクロス集計(日勤勤務者)

n=301		睡眠時間									
		全 体	5 H以下	~5.5 H以下	~6 H以下	~6.5 H以下	~7 H以下	~7.5 H以下	~8 H以下	8 H超	無回答
休息期間		301	12.3%	3.7%	17.9%	3.3%	21.9%	2.3%	21.3%	7.6%	9.6%
全 体	8時間以下	69	39.1%	5.8%	13.0%	1.4%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	36.2%
	~9時間以下	23	13.0%	13.0%	43.5%	4.3%	17.4%	4.3%	4.3%	0.0%	0.0%
	~10時間以下	44	0.0%	4.5%	22.7%	6.8%	38.6%	2.3%	25.0%	0.0%	0.0%
	~11時間以下	38	10.5%	5.3%	23.7%	0.0%	34.2%	5.3%	21.1%	0.0%	0.0%
	11時間超	127	2.4%	0.0%	12.6%	3.9%	22.8%	2.4%	34.6%	18.1%	3.1%

編注. 休息期間が8時間以下の場合、睡眠時間5時間以下が39.1%、休息期間が11時間超だと睡眠時間7時間超が55.1%となる。

【隔日勤務】

●1年間の拘束時間別
運転者数
(隔日勤務者)

n=58(1747人)	%
3144H未満	98.3%
~3240H以下	1.5%
~3480H以下	0.1%
3480H超	0.0%

●1か月の拘束時間別
運転者数
(繁忙期、隔日勤務者)

n=58(1730人)	%
262H未満	94.2%
~270H以下	5.6%
~290H以下	0.1%
290H超	0.1%

●2暦日の拘束時間別
運転者数
(繁忙期、隔日勤務者)

n=58(1267人)	%
21H未満	93.5%
~24H以下	6.4%
24H超	0.1%

●最も忙しかった日の休息期間(隔日勤務者)

n=311	8時間未満	~20H未満	~24H未満	24H以上	無回答
%	17.0%	23.2%	8.7%	31.5%	19.6%

●最も忙しかった日の休息期間と睡眠時間のクロス集計(隔日勤務者)

n=250		睡眠時間									
		全 体	5 H以下	~5.5 H以下	~6 H以下	~6.5 H以下	~7 H以下	~7.5 H以下	~8 H以下	8 H超	無 回答
休息期間		250	16.0%	0.0%	9.2%	2.0%	14.4%	0.8%	15.6%	33.2%	8.8%
全 体	8時間以下	58	60.3%	0.0%	3.4%	1.7%	1.7%	0.0%	1.7%	0.0%	31.0%
	~9時間以下	2	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	~10時間以下	10	0.0%	0.0%	30.0%	10.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	~11時間以下	7	0.0%	0.0%	42.9%	0.0%	42.9%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
	11時間超	173	2.9%	0.0%	7.5%	1.7%	15.0%	1.2%	21.4%	48.0%	2.3%

編注. 休息期間が8時間以下の場合、睡眠時間5時間以下が60.3%、休息期間が11時間超だと睡眠時間7時間超が70.6%となる。